

南関東防衛局非常勤職員（障害者雇用）募集案内

南関東防衛局では、以下のとおり非常勤職員（障害者雇用）を募集します。

1 募集人数、職務内容等

募集人数	職務内容	任用期間（予定）
1名	一般行政事務の補助的業務 ○ パソコンを使用したデータ入力作業、集計作業、資料作成 ○ 文書の受領、管理、発送 ○ コピー、シュレッダー、会議資料のセット、ファイリング ○ 電話対応、来客対応 ○ 出勤簿・休暇簿の管理などの庶務業務 等 ※ 具体的な業務内容は、適性等に応じて調整します。	令和6年1月1日 （予定） ～ 令和6年3月31日

2 勤務先

南関東防衛局

（神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内）

3 応募期間

令和5年12月5日（火）～令和6年2月29日（木）（必着）

※ 応募書類については、必ず簡易書留による郵送で提出してください。

4 応募資格

次に掲げる手帳等の交付を受けている者

(1) ① 身体障害者手帳

② 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

③ 産業医又は人事院規則10-4第9条等に規定する健康管理医による②に準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）

(2) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

(3) 精神障害者保健福祉手帳

ただし、次のいずれか一つに該当する者は、この試験を受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることができなくなるまでの者

・法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 応募手続

最寄りの職業安定所（ハローワーク）を通じて、応募書類（ハローワーク紹介状、履歴書（写真貼付）、職務経歴書）をご提出ください。

- ※1 写真規格：申込前6か月以内に撮影されたもので、脱帽、正面向き、上半身のもの。
- ※2 業務遂行上の配慮等の確認のため、可能であれば障害者手帳の写し（障害が分かる部分のみでも可）を同封してください。
- ※3 就労支援機関をご利用の方は、支援機関の名称が分かるもの（パンフレットなど）及び担当者名が分かるものを応募書類に同封してください。
- ※4 第1次選考の合否について、メール又は郵便にてお知らせしますので必ずご記入ください。
なお、メール又は郵便以外での連絡を希望する場合は連絡手段をご記入ください。
- ※5 提出された書類等は厳重に管理し、本件採用活動以外には利用いたしません。

6 選考項目、試験項目、試験日及び試験地

(1) 第1次選考

選考項目	備考
書類選考	合否については、書類到着後20日以内にメール又は郵便にてお知らせします。 (合格した場合、第2次選考の日時及び集合場所についてもお知らせします。)

(2) 第2次選考

試験項目	試験日（予定）	試験地
面接試験	応相談	南関東防衛局

※ 就労支援機関の担当者の同行が可能です。同行を希望される方は、応募の際にその旨記載してください。

7 最終合格者の発表

面接後14日以内に、面接試験受験者に結果をメール又は郵便にてお知らせします。

8 採用後の処遇等

(1) 身分

防衛省非常勤職員として採用。

(2) 給与

ア 日給 9,202円

イ 通勤手当（月額55,000円以内）、期末・勤勉手当が規則に応じて支給されます。

(3) その他

ア 健康保険は防衛省共済組合に加入します。

イ 厚生年金、雇用保険は、原則として加入していただきます。

9 勤務時間及び休暇

(1) 勤務時間等

- ア 一日当たりの勤務時間は、8時30分から17時15分の間、又は、9時30分から18時15分の間です。
- イ 休憩時間は、12時00分から13時00分までです。
- ウ 一週間当たりの勤務日数は、調整可能です。
- エ 土曜、日曜及び祝日は原則休みです。

(2) 休暇

- ア 一定の期間勤務した場合に年次休暇が付与されます。
- イ その他の休暇についても、規則に応じて付与されます。

10 その他

- (1) 一週間当たりの勤務時間により、手当・加入保険等の処遇が異なる場合があります。
- (2) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。
- (3) その他、不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

【応募書類提出先及び問い合わせ先】

南関東防衛局総務部総務課 採用担当 (田中・村山)

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内

電話：045-211-7133